

新型コロナウイルスワクチンの訪問接種事業について

本市では、新型コロナウイルスワクチン接種について、在宅療養中や寝たきり等の事情により、集団接種または個別医療機関でのワクチン接種が困難で、かつ、かかりつけ医の往診による接種を受けることができない方を対象として、医師、看護師等が自宅等を訪問して接種を行う、「訪問接種」を実施します。

対象者や実施方法等については、以下のとおりです。

① 対象者

市内在住で下記のすべての要件に該当する方

- ・在宅療養中で寝たきりの状態にある方、または、それと同等の状態にある方
(ex.要介護認定4または5、障害者手帳1級〔身体・精神〕、療育手帳A相当)
- ・家族または介護職員等による個別医療機関及び集団接種会場への付き添いや移動が困難な方
- ・かかりつけ医の往診によるワクチン接種を受けることができない方で、事前に医師から接種の許可を受けている方
- ・1度もワクチン接種をしていない方で、接種を希望する方

② 実施方法

- ・医師、看護師等が対象者の自宅等を訪問し、1日あたり原則、6回分(1バイアル)を限度として、予診、ワクチン接種を実施します。
- ・接種後の経過観察については、原則、家族または介護職員等により実施していただくこととなります。(15～30分)
- ・経過観察中に体調不良等の副反応が発生した場合は、ご連絡をいただければ、看護師等が再度自宅等を訪問し、症状を確認の上、医師の指示のもと必要な処置を行います。

③ 実施日程

- ・10月11日(月)以降の平日の開庁日のうち、週2回程度実施します。
- ・接種時間帯は、10:00～15:00
- ・1回目接種日の21日後の同時間帯で原則、2回目接種を実施します。

④ 申請方法

- ・「訪問接種申請書」を本市新型コロナウイルスワクチン接種事業実施PT宛に郵送またはメールによりご提出ください。
- ・申請受理後、実施要件に該当するか否かを審査し、要件に該当している場合、実施日や時間帯を調整し、訪問接種実施の連絡をします。(申請順にならない場合があります)

【郵送先】

〒581-0003

大阪府八尾市本町1-1-1

八尾市役所 新型コロナウイルスワクチン接種事業実施 PT 宛

【送付先メールアドレス】

covid-19pt@city.yao.osaka.jp

⑤ その他

- ・集団接種及び個別医療機関での接種と同様、ファイザー社製ワクチンを使用します。
- ・認知症等の症状により本人同意が困難な場合、事前にご家族などの同意が必要となります。